

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和4年11月15日(火) 午後7時～午後8時15分
2. 場 所 市役所別館 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道総務室総務課長、市立ひらかた病院総務課長
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「2022年賃金確定重点要求書」、「2022年 年末一時金要求書」に基づく交渉（2回目）

<交渉内容要旨>

I. 前回の交渉を受けて

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の交渉内容を踏まえて、現時点で示せる回答を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事院勧告への対応については、厳しい財政状況ではあるが、給料表の改定及び勤勉手当の引上げについて勧告に準拠した内容で実施していきたい。

II. 基本賃金等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事院勧告どおり実施するということが、会計年度任用職員の一時金については、どのように取り扱うのか。 ・ 公務員の賃金改善は、4月に遡及して支給するのが基本である。会計年度任用職員の賃金について、物価高騰の状況も鑑み、4月に遡及して支給すべきであるが、どのように認識しているのか。 ・ 会計年度任用職員について、勤勉手当が支給されない理由は何なのか。 また、評価制度が導入されているが、勤勉手当がなく、反映されないのなら、評価を実施する意味がない。業務で忙しい中で、評価者も被評価者も手間がかかるだけだが、何のための評価制度なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事院勧告の内容が、勤勉手当の引上げであることから、そのまま適用することは困難であるが、他市状況も確認しながら、山場交渉に向けて検討していく。 ・ 仮に実施する場合でも、これまで労使で確認してきたとおり、翌年度実施と認識している。 ・ 地方自治法の規定により、勤勉手当の支給は困難である。 また、評価制度は、地方公務員法に基づき実施しており、勤勉手当に反映するだけが目的ではない。

Ⅲ. 人員体制等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 保育所は人員が足りない。保育所同士の応援で対応することもあるが、応援を派遣できるだけの人員がない中での対応のため、派遣元の保育所の人員が厳しい状況となる。</p> <p>また、保育士だけでなく、放課後支援員や調理員などについても、会計年度任用職員を募集しても応募がない状況である。</p> <p>人員確保と処遇改善は表裏一体の関係にあると考えるが、処遇改善について、どのように考えているのか。</p> <p>・ 育休代替について、短期任用の会計年度任用職員が配置されているが、勤務時間数が短く、到底、他の職員で補えない。</p> <p>正職員で代替すべきであると考えているが、他の自治体の状況について把握しているのか。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 確保が難しい職種をはじめ、これまでから会計年度任用職員の処遇改善については、財政上の制約がある中ではあるが、可能な範囲で対応してきた。</p> <p>・ 府内中核市、北河内各市等に聞きとりを行ったところ、正職員での育休代替を実施している市はなかった。</p>